

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

泉佐野市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	有効期間	初回更新の申請期間
H10.4.1～H11.3.31	1年	令和元年9月30日～令和2年9月29日
H11.4.1～H15.3.31	2年	令和2年9月30日～令和3年9月29日
H15.4.1～H19.3.31	3年	令和3年9月30日～令和4年9月29日
H19.4.1～H25.3.31	4年	令和4年9月30日～令和5年9月29日
H25.4.1～R1.9.30	5年	令和5年9月30日～令和6年9月29日

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、事前に文書にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無